

委任約諾書

私は、株式会社近未来通信の破綻による被害救済を図ることを目的として結成された貴弁護団に対し、下記の事項について委任するにあたり、以下の各条項について了承します。

記

第1条 委任事項

- 1、貴弁護団が必要かつ条件が整ったと認めた場合には破産申立を行うこと。
- 2、貴弁護団において必要と認める者に対して刑事告訴ないし刑事告発を行うこと。
- 3、条件が整ったと認めた場合には、近未来通信及びその代表者他役員その関係者等に対し、被害回復のための請求交渉あるいは訴訟を行うこと。
- 4、その他、貴弁護団が被害救済のために必要と判断する手続を行なうこと。
- 5、その他、上記手続による支払金の受領等上記に付随する一切の事項。

第2条 事前に承認した事項

- 1、貴弁護団が行う事務の処理に関しては、貴弁護団が適宜選択する弁護団員である弁護士が私の代理人となること。
- 2、貴弁護団は、私以外の被害者から委任をうけ、今後も委任を受けるものであること。
- 3、近未来通信の破綻に関し、それぞれ権利関係は異なるものの、貴弁護団と協力関係にある全国の他の弁護団に依頼した被害者を含む各被害者が、関与者等に対する責任追及を通じて、基本的に平等に被害救済を受けることを承諾し、平等であることの内容に関しては、貴弁護団の決定に従うこと。
- 4、他の被害者との関係で優越した地位にあることを主張又は要求しないこと。
- 5、貴弁護団の判断ないし決定に不服の場合、貴弁護団との委任関係を解消することができるが、その場合、私は、貴弁護団に納付した着手金、実費の返還を求めることができないこと。
- 6、貴弁護団は、集団的被害事件としての本件事件の特殊性に鑑み、委任者全員の利益を平等に実現するため、和解金請求交渉、一定の範囲の役員職員その他関係者等に対する損害賠償請求訴訟、破産申立、これに関連する法的措置を、必要性和条件の整い方に鑑みて、適宜選択すること。ただし、破産申立と刑事告訴ないし刑事告発以外の法的措置については、別途費用が発生する場合があります、かつ、別途費用を支払った者とそうでない者との間では、第5条の被害回復金の処理に差が生じることがあること。
- 7、訴訟提起その他の行動に関して、貴弁護団から要請を受けた場合、委任状の提出等に協力すること。
- 8、本約諾書記載の住所を貴弁護団からの連絡場所とし、予備的連絡先として後記の者を指定すること。また、貴弁護団が、私の本約諾書記載の住所及び予備的連絡先に通知しても到達しない場合には、本約諾書に基づく関係は解消されるものとし、貴弁護団は、既に私が納付した着手金、実費の返還を含む私に対する一切の義務を免れること。
- 9、調査の結果、私が近未来通信に支払った合計金額が、近未来通信が私に支払った合計金額を下回った場合等、被害者救済を図るという貴弁護団の活動趣旨に反する事由が判明した場合には、貴弁護団は辞任することがあり、かつ、貴弁護団が、私に対して、他の被害者のために損害賠償請求等の法的措置をとる場合があること。

第3条 (着手金と手数料)

- 1、貴弁護団に対し、下記着手金（私に対する振込手数料を除く実費込み）を支払うこと。着手金を計算する際の損害額は、以下のとおりとすること。
着手金を計算する際の損害額

＝（私が近未来通信に支払った合計金額－近未来通信が私に支払った合計金額）
ただし、上記合計金額には、振込手数料は含めないこと。

記

損害額1000万円までは	5万円
損害額1000万円以上2000万円まで	10万円
損害額2000万円以上3000万円まで	15万円
損害額3000万円以上の場合	20万円

2、貴弁護団に対する金銭の支払いは下記の口座に振り込む方法により行うこと。

記

三菱東京UFJ銀行 麹町中央支店

普通 1504146

近未来通信被害対策弁護団 代表 紀藤正樹

キンミライツウシンヒガイタイサクベンゴダンダイヒョウキトウマサキ

第4条 報酬金

配当金その他私の被害回復のため現実に回収した金員の10パーセントに消費税を付した金額を、貴弁護団に報酬として支払うこと。

第5条 被害回復金の処理

貴弁護団の活動によって得た被害回復金は、前条の報酬金を相殺処理した上、振込み手数料を私の負担とした上で、別紙の私の指定した銀行口座に振込み送金して支払うこと。

第6条 辞任

私が第3条の着手金を支払わない場合その他貴弁護団が、私の責めに帰すべき理由によって、私との信頼関係が破壊される等の事由により引続き事件処理を継続することが困難と判断した場合には、貴弁護団は、辞任することができること。

第7条 解任

貴弁護団への依頼後、私が、正当な理由なく途中で弁護団を解任した場合、弁護団の同意なく依頼事件を終結させた場合、故意過失で依頼事件の処理を不能にした各場合は、これらの行為が無かったならば発生したと推定される報酬全額を貴弁護団から請求されることがあること。

年 月 日

住 所 〒

氏 名

(印)

自宅電話 ()

携帯電話 ()

Eメールアドレス @

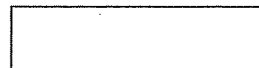
予備的連絡先

住 所 〒

氏 名

自宅電話 ()

携帯電話 ()



(印)

訴 訟 委 任 状

年 月 日

住 所 〒

氏 名

(印)

私は、次の各弁護士らを訴訟代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

近未来通信被害対策弁護団 団長

弁護士 紀 藤 正 樹 (第二東京弁護士会所属)

住所 〒102-0083

東京都千代田区麹町4丁目7番地8地引第2ビル407号

リンク総合法律事務所

(電話番号 03-3515-6681 FAX番号 03-3515-6682)

及び本書裏面記載の上記弁護団所属の各弁護士ら

記

第1 事件

第2 委任事項

- 1 上記事件の訴訟行為、訴の取下、和解、請求の放棄、認諾、調停・審判の申立及びその取下、参加申出及びその取下、脱退、控訴・上告・上告受理の申立・抗告・特別抗告及びそれらの取り下げ、反訴の提起、弁済金・物の受領、保管金納入及び受領、復代理人選任及び解任
- 2 担保保証の供託、同取消決定の申立、同取消に対する同意、同取消決定に対する抗告権の放棄、権利行使催告の申立
- 3 供託物還付請求、供託物及び利息利札の払渡請求並びに受領
- 4 破産申立、債権届出、債権者集会及び債権調査期日への出席、議決権行使他債権者としての権利行使
- 5 民事訴訟法350条の審理を求める申述、同法第357条の異議の申立、同法第360条（同法367条2項、第378条2項による準用の場合を含む）による異議の取下、及びその同意
- 6 民事訴訟法第383条の申立及びその取下、同法第390条、同法第395条の異議の申立及びその取下
- 7 上記相手方について破産申立をなす件、債権届出、配当金の受領、その他破産事件に関する一切の件
- 8 被告訴人に対する告訴の申立及びこれに付随する一切の事項
- 9 上記一切に関する復代理人の選任及び解任

代理人目録

	弁護士名	〒	住所1	住所2	事務所名	電話	FAX
1	紀藤正樹	102-0083	東京都千代田区麹町4-7-8	地引第二ビル407	リンク総合法律事務所	03-3515-6681	03-3515-6682
2	栗原浩	101-0052	東京都千代田区神田小川町1-4	和田ビル3階	栗原浩法律事務所	03-5296-2251	03-5296-2253
3	飯田修	108-0014	東京都港区芝5-20-12	高ビル3階	三田総合法律事務所	03-5232-5740	03-5232-5741
4	田中博尊	102-0084	千代田区二番町11-3	相互二番町ビルディング別館5階	山下法律事務所	03-3221-7052	03-3221-7787
5	洞澤美佳	107-0052	東京都港区赤坂3-20-6	日住金赤坂ビル3階	新東京法律会計事務所	03-3584-2211	03-3584-2227
6	只野靖	160-0022	東京都新宿区新宿1-15-9	さわだビル5階	東京共同法律事務所	03-3341-3133	03-3355-0445
7	日隅一雄	160-0022	東京都新宿区新宿1-15-9	さわだビル5階	東京共同法律事務所	03-3341-3133	03-3355-0445
8	山口貴士	102-0083	東京都千代田区麹町4-7-8	地引第二ビル407	リンク総合法律事務所	03-3515-6681	03-3515-6682
9	赤尾時子	113-0034	東京都文京区湯島4-8-1	レオ竜岡501	赤尾法律事務所	03-5689-5672	03-5689-5673
10	荒井哲朗	105-0001	港区虎ノ門1-19-5	虎ノ門1丁目森ビル2階	あおい法律事務所	03-3501-3600	03-3501-3601
11	五十嵐潤	160-0022	東京都新宿区新宿1-15-9	さわだビル5階	東京共同法律事務所	03-3341-3133	03-3355-0445
12	五十嵐康之	102-0073	東京都千代田区九段北4-1-9	市ヶ谷MSEビル3階	九段法律事務所	03-3234-9210	03-3238-9013
13	一由貴史	102-0083	東京都千代田区麹町4-7-8	地引第二ビル407	リンク総合法律事務所	03-3515-6681	03-3515-6682
14	猪久保博成	104-0041	中央区新富1-15-14	相互新富ビル4階407号室	JCK国際法律事務所	03-5541-9017	03-3555-7233
15	上田中平	102-0092	東京都千代田区隼町2-12	藤和半蔵門コブ1006	上田中平法律事務所	03-5276-1371	03-5276-1673
16	浦城知子	120-0034	足立区千住3-98-604	千住ミレディス II 番館	弁護士法人 北千住パブリック法律事務所	03-5284-2101	03-5284-2104
17	江川剛	102-0083	東京都千代田区麹町4-7-8	地引第二ビル407	リンク総合法律事務所	03-3515-6681	03-3515-6682
18	岡部真也	102-0084	千代田区二番町9-10	ターミナルビル3階	ちよだ総合法律事務所	03-5226-3060	03-5226-3064
19	萩上守生	102-0083	東京都千代田区麹町4-7-8	地引第二ビル407	リンク総合法律事務所	03-3515-6681	03-3515-6682
20	風祭靖之	102-0073	千代田区九段北4丁目3番20号	九段フラワーホーム8階803	小林・藤本法律会計事務所	03-3262-6561	03-3262-6562
21	片上誠之	100-0005	千代田区丸の内3-2-3	富士ビル623区	石井法律事務所	03-3214-4731	03-3287-1327
22	釜井英法	171-0014	東京都豊島区池袋2-55-13	合田ビル2階	池袋市民法律事務所	03-5951-6077	03-5951-6944
23	桜井健夫	102-0083	東京都千代田区麹町4-4	麹町シャインビル701	桜井法律事務所	03-5226-7295	03-5226-3461
24	佐藤千弥	104-0061	中央区銀座1-13-13	中央大和ビル7階	中島成総合法律事務所	03-3562-5003	03-3562-5009
25	鹿土真由美	104-0061	中央区銀座2-4-2	誠佳ビル7階	銀座町法律事務所	03-3538-0765	03-3538-0767
26	篠島正幸	104-0061	中央区銀座2-5-7	GM-2ビル6階	西銀座法律事務所	03-3567-0301	03-3561-6720
27	渋谷和洋	104-0061	東京都中央区銀座2-4-2	誠佳ビル7階	銀座町法律事務所	03-3538-0765	03-3538-0767
28	鈴木泰文	104-0031	東京都中央区京橋3-6-21	京橋伸和ビル7階	ひまわり総合法律事務所	03-3567-4891	03-3567-2430
29	鈴木久彰	103-0013	中央区日本橋人形町1-13-9-805	藤和日本橋人形町コブ	鈴木久彰法律事務所	03-5623-2267	03-5623-2268
30	竹内奈津子	105-0003	東京都港区西新橋1-21-8	弁護士ビル3階308	秋山昭八法律事務所	03-3503-8647	03-3503-8649
31	竹内義則	105-0001	港区虎ノ門1-1-21	新虎ノ門実業会館4階	あかつき総合法律事務所	03-3502-0081	03-3502-0085
32	武田香織	171-0014	東京都豊島区池袋2-55-13	合田ビル2F	池袋市民法律事務所	03-5951-6077	03-5951-6944
33	武谷元	105-0003	東京都港区西新橋1-12-8	西新橋中ビル2階	仲田・森谷法律事務所	03-5501-2690	03-5501-2691
34	田中庄司	104-0045	東京都中央区築地1-4-8	築地ホワイトビル803号	東京フォレスト法律事務所	03-3546-6770	03-3546-6772
35	塚田裕二	102-0082	東京都千代田区一番町10番地	相模屋第二ビル2階	仲居・塚田法律事務所	03-3264-7080	03-3264-8890
36	付岡透	160-0016	新宿区信濃町1-2	信濃町相澤ビル8階	付岡法律事務所	03-5919-4665	03-5919-4667
37	富田祥子	194-0022	町田市森野1-8-3	朝日リビングビル2・6階	町田法律事務所	042-728-7521	042-729-3514
38	内藤貴昭	102-0076	千代田区五番町5-5	オリケン五番町ビル3階	みずき総合法律事務所	03-5212-1611	03-5212-1612
39	中所克博	105-0001	港区虎ノ門1-2-10	虎ノ門桜田通ビル	東京法律会計事務所	03-3500-2750	03-3500-2754
40	中野里香	102-0082	東京都千代田区一番町10	相模屋第二ビル2階	仲居・塚田法律事務所	03-3264-7080	03-3264-8890
41	花垣存彦	160-0022	東京都新宿区新宿1-15-9	さわだビル5階	東京共同法律事務所	03-3341-3133	03-3355-0445
42	平松真二郎	171-0021	東京都豊島区西池袋1-17-10	池袋プラザビル6階	城北法律事務所	03-3988-4866	03-3986-9018
43	深町周輔	104-0061	中央区銀座6-2-1	ダウイン銀座4階	弁護士法人かすが総合	03-3571-4701	03-3571-4702
44	松田研一	105-0001	東京都港区虎ノ門5-3-20	仙石山アネックスビル3階(302号)	松田研一総合法律事務所	03-5405-2292	03-5405-2293
45	丸尾はるな	107-0052	港区赤坂2-2-21	永田町法曹ビル2F	東京合同法律事務所	03-3586-3651	03-3505-3976
46	丸山裕司	105-0003	港区西新橋1-20-3	虎ノ門法曹ビル305号	丸山法律事務所	03-3597-2020	03-3597-2021
47	三上理	104-0061	中央区銀座6-12-15	西山ビル7階	東京市民法律事務所	03-3571-6051	03-3571-9379
48	宮村純子	143-0023	大田区山王3-1-7	西勤大森ビル301-A	宮村法律事務所	03-3774-4432	03-3774-4456
49	武藤暁	120-0034	足立区千住3-98-604	千住ミレディス II 番館	弁護士法人 北千住パブリック法律事務所	03-5284-2101	03-5284-2104
50	村上一也	160-0022	東京都新宿区新宿1-15-9	さわだビル5階	東京共同法律事務所	03-3341-3133	03-3355-0445
51	本山健	104-0045	中央区築地2-1-17	ミヤカビル6階	本山健法律事務所	03-5148-5530	03-5148-5531
52	山内隆	105-0004	港区新橋1-18-2	明宏ビル7階	セントラル法律事務所	03-3508-0707	03-3508-0920
53	山口広	160-0022	東京都新宿区新宿1-15-9	さわだビル5階	東京共同法律事務所	03-3341-3133	03-3355-0445

登録カード

私は、近未来通信被害対策弁護士団（団長弁護士紀藤正樹）に登録します。

年 月 日

第1 氏名、連絡先など

（氏 名） _____ 印 （認印可）

（住 所） 〒 _____

（生年月日） _____ 年 月 日

（固定電話番号） _____ - _____ - _____

（ファックス番号） _____ - _____ - _____

（携帯電話番号） _____ - _____ - _____

（メールアドレス） _____ @ _____

※）法人の場合には、さらに、商業登記簿に記載されている次の事項

（商 号） _____

（本店所在地） 〒 _____

（代表者名） _____

第2 損害について（別紙A、B、Cへの記入と損害の確定について）

1 業務協約について（末尾別紙Aを必要部数コピーしてご記入のうえ、ホッチキスなどで末尾に添付して下さい）

（別紙Aの記入例）

☒業務協約書はある ☐業務協約書はない

☒領収書はある ☐領収書はない

ア 締結年月日 2004年12月25日
イ 仕様 16回線中継ステーション
ウ 設置エリア区分 アジアブロック 韓国 (ソウル) エリア
エ 国番 82
オ 加盟金（税込） 769万0000円
カ 設備費（税込） 2369万9000円

2 業務委託契約について（末尾別紙Bを必要部数コピーしてご記入のうえ、ホッチキスなどで末尾に添付して下さい）

（別紙Bの記入例）

☒業務委託契約書はある ☐業務委託契約書はない

☒領収書はある ☐領収書はない

ア 締結年月日 2004年12月25日
イ 業務参画地位 首都圏ブロック千葉エリア
幕張69エリアエージェント
ウ 加盟金（税込） 金105万0000円

3 出入金関係

末尾添付別紙Cの表に記入してください（足りない場合、必要部数をコピーしてご記入のうえホッチキスなどで末尾に添付して下さい）

なお、別紙Cの各送金額、受取金額を確認することが出来る資料（通帳、領収書、振込票の控えなど）の写しをA4サイズでコピーして添付して下さい。なお、領収書等を切り取る必要はありません。

4 損害金額

別紙Cに記入した送金額と受取額の差額を書いて下さい。

送金額	金	_____	万	_____	円
受取額	金	_____	万	_____	円
損害金額	金	_____	万	_____	円

第3 被害詳細アンケート

- 1 私は19 年 月 日生まれで、現在 歳です。
()を卒業し、現在の職業は 通信のオーナーとなった際の職業は(現在と同じ・)
です。近未来
でした。
- 2 私が「オーナー」となったものは次のものです。(複数回答可)
※ () 内に数字を入れて下さい
- () 中継局回線数 () 局 およその損害額 ()
() IP電話台数 () 台・ユニット およその損害額 ()
() テレビ電話台数 () 台・ユニット およその損害額 ()
() そのほか：
およその損害額：
- 3 投資した資金を貯蓄しておいた理由に○をつけます。(複数回答可)
- () 老後のため
() 自宅購入資金として
() 教育資金として
() 結婚資金として
() 開業資金として
() 旅行をするため
() 特に目的はなく
() そのほか：
- 4 資金を貯蓄していた方法に○をつけます。(複数回答可)
- () 預貯金
() 株式運用資金
() 親族(続柄)の資金を運用した。
() そのほか： ()
- 5 近未来通信のオーナーとして投資した動機に○をつけます。(複数回答可)
- () 資金を少しでも増やしたかったから
() 遊ばせるなら少しでも利息の良いものをと考えたから
() それまでの方法より安全な貯蓄をしたかったから
() そのほか：
- 6 私が近未来通信のことを最初に知った経緯に○をつけます。
- () 近未来通信の社員/代理店(エリアエージェント)から(自宅・
職場)へ電話があったからです。社員/代理店(エリアエー
ジェント)の名前は()・覚えていない)です。
() テレビで放送された(番組・広告)を見たからです。
テレビ局の名前は()・覚えていません)で、(年
月 日ごろ・覚えていません)、出演していたのは、()
・覚えていません)でした。
() 新聞に掲載された(記事・広告)を見たからです。
新聞の名前は()・覚えていませんが全国紙・覚えていま
せんが経済専門紙・覚えていませんが地方紙・覚えていま
せん)で、(年 月 日号・覚えていません)の(頁・
覚えていません)でした。
() 雑誌に掲載された(記事・広告)を見たからです。

- 雑誌の名前は（ ）・覚えていませんが、金融情報誌・覚えていませんが、経済情報誌・覚えていませんが女性誌・覚えていません）で、（ ）年（ ）月号・覚えていません）の（ ）頁・覚えていません）でした。
- () 催し（フェア、展示会など）に出席したからです。催しの名称は（ ）で、開催時期は（ ）年（ ）月（ ）日、主催者は（ ）で、協賛は（ ）でした。
- () 近未来通信主催の説明会に出席したからです。説明した社員／代理店（エリアエージェント）の名前は（ ）です。
- () ホームページを見たからです。アドレスは（ ）です。
- () ダイレクトメール・投げ込みチラシ
- () タクシー広告
- () 友人の紹介です。友人の名前は（ ）です。

7 近未来通信のシステムを信頼するようになった理由は上記6のほか、次のとおりです。（複数選択可能）

- () 近未来通信の社員／代理店（エリアエージェント）から（自宅・職場）へ電話があったからです。社員／代理店（エリアエージェント）の名前は（ ）・覚えていない）です。
- () テレビで放送された（番組・広告）を見たからです。テレビ局の名前は（ ）・覚えていません）で、（ ）年（ ）月（ ）日ごろ・覚えていません）、出演していたのは、（ ）・覚えていません）でした。
- () 新聞に掲載された（記事・広告）を見たからです。新聞の名前は（ ）・覚えていませんが全国紙・覚えていませんが経済専門紙・覚えていませんが地方紙・覚えていません）で、（ ）年（ ）月（ ）日号・覚えていません）の（ ）頁・覚えていません）でした。
- () 雑誌に掲載された（記事・広告）を見たからです。雑誌の名前は（ ）・覚えていませんが、金融情報誌・覚えていませんが、経済情報誌・覚えていませんが女性誌・覚えていません）で、（ ）年（ ）月号・覚えていません）の（ ）頁・覚えていません）でした。
- () 催し（フェア、展示会など）に出席したからです。催しの名称は（ ）で、開催時期は（ ）年（ ）月（ ）日、主催者は（ ）で、協賛は（ ）でした。
- () 近未来通信主催の説明会に出席したからです。説明した社員／代理店（エリアエージェント）の名前は（ ）です。
- () ホームページを見たからです。アドレスは（ ）です。
- () ダイレクトメール・投げ込みチラシ

() タクシー広告

() 友人の紹介です。友人の名前は () です。

8 これまでの回答欄で書ききれなかったことを書いてください。例えば、首謀者、マスコミあるいはあなたを勧誘した人物に特に言いたいことがありましたら、次にご記入下さい。(書き切れない方は、適宜A4の紙を追加してお書き下さい。)

(別紙A)

記入者名 (法人の場合は商号も) ()

() 番

☐ 業務協約書はある ☐ 業務協約書はない

☐ 領収書はある ☐ 領収書はない

ア 締結年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

イ 仕様 _____ 回線中継ステーション

ウ 設置エリア区分 _____ ブロック _____ () エリア

エ 国番 _____

オ 加盟金 (税込) _____ 万 _____ 円

カ 設備費 (税込) _____ 万 _____ 円

() 番

☐ 業務協約書はある ☐ 業務協約書はない

☐ 領収書はある ☐ 領収書はない

ア 締結年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

イ 仕様 _____ 回線中継ステーション

ウ 設置エリア区分 _____ ブロック _____ () エリア

エ 国番 _____

オ 加盟金 (税込) _____ 万 _____ 円

カ 設備費 (税込) _____ 万 _____ 円

() 番

☐ 業務協約書はある ☐ 業務協約書はない

☐ 領収書はある ☐ 領収書はない

ア 締結年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

イ 仕様 _____ 回線中継ステーション

ウ 設置エリア区分 _____ ブロック _____ () エリア

エ 国番 _____

オ 加盟金 (税込) _____ 万 _____ 円

カ 設備費 (税込) _____ 万 _____ 円

(別紙B)

記入者名 (法人の場合は商号も) ()

() 番

☐業務委託契約書はある ☐業務委託契約書はない

☐領収書はある ☐領収書はない

ア 締結年月日 _____年_____月_____日

イ 業務参画地位 _____ブロック_____エリア

_____エリアエージェント

ウ 加盟金 (税込) 金_____万_____円

() 番

☐業務委託契約書はある ☐業務委託契約書はない

☐領収書はある ☐領収書はない

ア 締結年月日 _____年_____月_____日

イ 業務参画地位 _____ブロック_____エリア

_____エリアエージェント

ウ 加盟金 (税込) 金_____万_____円

() 番

☐業務委託契約書はある ☐業務委託契約書はない

☐領収書はある ☐領収書はない

ア 締結年月日 _____年_____月_____日

イ 業務参画地位 _____ブロック_____エリア

_____エリアエージェント

ウ 加盟金 (税込) 金_____万_____円

(別紙C) (通帳、領収書、振込み表の控えなどを参考に記入して下さい)

記入者名 (法人の場合は商号も) (

名目については、領収書などを見られて可能な限り詳細をご記入ください。)

	年月日	送金額(除く手数料)	受取額	名目
例	2005/6/24	13,354,300		
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				

